

## 出産入院時の差額ベッド料等に係る消費税の課税誤りについて

### 1. 概要

検査料や分べん介助料などの出産に係る費用については、平成3年の消費税法改正により非課税扱いとされていますが、島根県立中央病院においては、そのうちの差額ベッド料及び病衣代について、誤って課税扱いとしていました。

このため、民法上の規定(20年間)に基づき、平成12年に遡り、該当者に対して消費税相当額を返金します。

### 2. 経緯・対応

- 令和2年5月 課税誤りが判明
- 6月～7月 国等の関係機関へ課税区分の取扱いを確認
- 8月 差額ベッド料及び病衣代を非課税として規定改正
- 9月～11月 該当者の抽出
- 12月～3年2月 正当な金額の再計算、返金額精査
- 3月8日 該当者あてに返金に関する通知文書を発送

### 3. 返金対象等

#### (1) 返金対象

出産入院時の差額ベッド料及び病衣代に係る消費税相当額及び遅延損害金

#### (2) 返金対象者数・返金額等

##### ① 会計データの存在する期間の方

平成26年1月1日～令和2年7月31日(過去6年7か月)

- 1) 対象者数: 4,869人
- 2) 返金額: 13,373,146円(遅延損害金を除く)  
1人あたりの平均額: 2,747円

〔 個室を利用された方1人あたりの平均額: 3,810円  
病衣のみ利用された方1人あたりの平均額: 49円 〕

##### ② 会計データの存在しない期間の方

平成12年8月1日～平成25年12月31日

※上記の期間に出産入院された方については、今後、電子カルテから情報を抽出して順次通知をさせていただきます。

### 4. 返金方法

口座振込(①の対象者あてに手続きに関する案内文を発送済み)

## 5. 再発防止策

- ・消費税法改正に係るその他の費用について改めて課税区分の取扱いを確認し、誤りのないことを確認しました。
- ・今後、消費税法改正等による取扱いの変更があった場合には、関係機関と十分に連携して適切に対応します。

## 6. お問い合わせ先(返金担当)

島根県立中央病院事務局 経営課

Tel : 0 8 5 3 - 3 0 - 6 0 3 0

受付時間 : 平日(土日祝日除く) 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5